介護職員等処遇改善加算について

介護職員処遇改善加算とは介護職員のキャリアアップの仕組みを作ったり、職場環境の改善を行ったりした事業所に対して支給される加算です。2009 年に介護職員処遇改善交付金が創設され、処遇改善対策として介護報酬に上乗せ支給する仕組みとして始まりました。

介護サービスに従事する職員の処遇改善を図るための加算制度で、元々は介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算の 3 つの加算制度が用意されていましたが、2024 年 6 月より介護職員等処遇改善加算に一本化されました。

●加算の取得状況●

本会は介護保険事業と障害福祉サービス事業を実施しています。加算の取得状況は次のとおりです。

介護職員等処遇改善加算

事業所名	サービス名	加算
特別養護老人ホーム大平荘	介護老人福祉施設	処遇改善Ⅰ
大平荘ショートステイセンター	(介護予防)短期入所生活介護	処遇改善Ⅰ
ひだまりデイサービスセンター	通所介護通 通所型サービス(総合事業)	処遇改善Ⅰ
本道の街ショートステイセンター	(介護予防)短期入所生活介護	処遇改善Ⅰ
本道の街デイサービスセンター	地域密着型通所介護	処遇改善Ⅰ
本道の街ホームヘルパーステーション	訪問介護 訪問型サービス(総合事業)	処遇改善Ⅰ

福祉・介護職員等処遇改善加算

事業所名	サービス名	加算
障害者支援施設ひだまり	生活介護 自立訓練(機能訓練)	処遇改善Ⅰ
本道の街ホームヘルパーステーション	居宅介護 重度訪問介護	処遇改善Ⅰ

●職場環境要件の取組項目●

見える化要件に基づき、実施する取組項目の内容について掲載します。

区分	内容	取組状況
入職促進に向けた取組	法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化	法人の基本理念・行動指針に基づき、法人のキャリアパス制度における階層・定義・基準を定め、階層別研修のプログラムやキャリアアップ支援として年 2 回実施する育成面談の内規を定めています。
資質の向上やキャリアアップにむけた支援	働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等	福祉関係資格取得に関する助成のための内規を定め、介護福祉士を目指す職員へ実務者研修受講料の助成や、その他資格所得の補助を行っています。 また、外部機関が開催している研修会に参加し、より専門性の高い看護技術を習得してもらえるよう受講支援しています。
	エルダー・メンター（仕事やメンタル面のサポート等をする担当者）制度等導入	チューター制度を設け、新人指導担当者を決めて指導に当たっています。
両立支援・多様な働き方の推進	子育てとの両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内保育施設の整備	育児休業や育児短時間勤務、シフトの配慮をしています。
	職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度	准職員等の内部登用に関する内規を定め正職員への転換を実施しています。
腰痛を含む心身の健康管理	事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備	各種委員会の運営やマニュアルを作成しています。
生産性向上のための業務改善の取組み	業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫による情報共有や作業負担の軽減	介護ソフトの活用により業務負担軽減を図っています。また、業務マニュアルを作成し作業分担を図っています。
やりがい・働きがいの醸成	ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善	各部門別部会や、センター代表者会議を開催し、業務内容やケア内容の改善を図っています。